

1 策定の背景

- ・静岡県裾野市をはじめ全国各地で不適切な保育事案が発生し、一昨年調布市でも発生
- ・こども基本法の制定や子ども家庭庁の設置など、国における大きな動き
- ・調布市において待機児童が解消しつつあり、保育の量から質への転換

調布市の背景・環境に即した「保育の質ガイドライン」策定が必要

2 調布市保育施設へのアンケート調査結果 (概要)

- 実施期日 令和5年2月28日～令和5年3月14日 (15日間)
- 対象者 調布市内の認可保育園, 認証保育所, 家庭的保育施設に勤務する全職員
- 目的 保育の質ガイドライン策定のため, 保育施設の現状を把握するため
- 回答件数 503件
- 回答者の属性 (丸数字は順位)
 - ・職種: ①保育士 (正規) 53%, ②保育士 (非常勤・パート) 25%, ③調理員6%
 - ・年齢層: ①40代24%, ②50代24%, ③30代20%
 - ・所属施設: ①認可保育所 (公立) 50%, ②認可保育所 (私立) 44%, ③東京都認証保育所5%
- 特筆すべき回答項目 (「いいえ」の割合が5%を超える項目=課題と思われる項目)
 - 子どもの権利
 - ・子どもの権利を知っているか。: いいえ8%
 - ・子どもの言動のむやみな静止や否定的な対応をしないようにしているか。: いいえ6%
 - ・子どもに関する職員全体の共有, 子どもへの十分な配慮ができていますか。: いいえ7%
 - ・各職員が一人ひとりの子どもにわかりやすく穏やかに応答しているか。: いいえ7%
 - 保育内容
 - ・異年齢の触れ合いや交流を意図的に持っているか。: いいえ6%
 - ・子どもが地域社会で活動範囲を広げるための取組を行っているか。: いいえ18%
 - ・子どもたちが食事中の会話を楽しみ, 一緒に食べる喜びを感じて給食を食べているか。: いいえ11%
 - ・クッキング保育, 栽培・収穫したものを食べる等の食育活動を実施しているか。: いいえ5%
 - 保育環境
 - ・子どもが身体を心をゆっくり休めたり, くつろげる空間があるか。: いいえ9%
 - 保育者の資質 (人材)
 - ・施設長・主任は, 施設の課題を自覚し, 職員に対し指導や助言を行うなどの役割を果たしているか。: いいえ8%
 - ・職員会議・研修・他園との交流等を通して, 自身の保育の課題や不足している知識などについて「気づき」の機会を多く持とうとしているか。: いいえ7%
- 「保育の質」とは (自由記述, 回答が多かった意見)
 - ・子どもたちの安全管理の徹底, 適切な職員配置, 遊びの環境を整える, 子どもたちの個性を大切にすることなどの子どもの権利が守られていること。
 - ・子どもが様々な経験を通して得られる心の豊かさの確保と, それを十分に支援できる人的, 物的環境を整えること。
 - ・子ども達が安心して, 園生活を送れるよう取り組むもの。子どもが主体であるもの。
 - ・保育士もゆとりを持ち子ども理解に努め職員同士が連携し, より良い保育ができること。
 - ・子ども達の個々の成長や思いに寄り添い, 適切な援助をして成長の手助けをすること。
- 「理想的な保育」とは (自由記述, 回答が多かった意見)
 - ・子供が毎日笑って過ごせるような保育。個々の成長に合わせて, 対応できる保育
 - ・ひとりひとりに寄り添った保育
 - ・子どもが毎日楽しさや意欲を持って生活できるような保育
 - ・子どもがのびのびと過ごす中で保育士も余裕を持って子どもと関わることができる保育
 - ・子どもひとりひとりがその個性や人権を阻害されことなく生活できている保育
 - ・施設と保護者が一体となって子どもの健やかな成長を見守り, 一緒に喜び合える保育

3 (仮称) 調布市における保育の質ガイドラインの策定の概要等

- 保育士へのアンケート結果等から
 - ア ガイドライン策定への視点 (アンケート結果等からの視点)
 - ①子どもの権利の周知と, 子どもの権利に配慮した保育の徹底を図る。
 - ②子どもたちが生き生きと生活できるような保育を目指していく。
 - ③コロナ後を見据えた子ども同士や地域との交流を図る。
 - ④職員会議・研修等により, 各職員が自身の課題等を気付く機会を持てるようにしていく。
 - ⑤幼児教育機関として, 小学校へのスムーズな接続を目指していく。
 - イ 調布市が目指す保育
アンケート回答「理想的な保育」「保育の質」を参考に検討。調布市保育総合計画と整合
 - ウ 保育の質の確保・向上に向けた取組
関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に改善・充実を図ることが重要
 - ・本ガイドライン及び事例集の作成 (日々の保育例を抜粋し, 写真付きで掲載)
 - ・説明会・研修会・公開保育等の実施
 - ・保育アドバイザーによる巡回・電話相談
- ガイドラインの構成 (案)
 - 第1章 ガイドライン策定の趣旨
 - 第2章 ガイドラインの位置付け
 - 第3章 調布市が目指す保育 → **保育所保育指針の内容に, 調布市の独自性 (下線部) を追加**
 - 調布市が目指す保育
 - 子どもの権利の尊重 (こども基本法・子ども条例)
 - 保育内容 (①留意事項, ②乳児保育, ③1歳以上3歳未満児の保育, ④3歳以上児の保育, ⑤配慮が必要な子どもへの支援, ⑥健康支援, ⑦食育・食物アレルギー対応, ⑧環境衛生, 安全管理, ⑨災害への備え)
 - 子育て支援 (①基本的事項, ②保護者への支援, ③地域の保護者等への支援)
 - 職員の資質向上 (①基本的事項, ②施設長の責務, ③研修等 (運営体制を含む), ④関係機関との連携)

4 ガイドラインの策定方法 (案)

- 概要
「調布市保育の質ガイドライン策定部会」(公立保育園保育士8, 私立保育園保育士5, 保育課で構成)が検討した案を「調布市保育の質ガイドライン策定委員会」で協議し, 策定します。
- 調布市保育の質ガイドライン策定委員会
委員: 学識経験者 (大学教授) 1人
教育委員会職員 (小学校教員) 1人
公立保育園長 (公立園長会から推薦) 2人
私立保育園長 (民間施設長会から推薦) 5人
保育課 (保育課長, 保育アドバイザー) 3人
- 関係機関との意見交換等
 - ・随時, ガイドライン案を公立園長会, 民間施設長会, 認証保育所等事業所連絡会, 子ども・子育て会議等に提示し, ご意見を伺い, 案に反映させます。
 - ・必要に応じて, 保育士等に対し, 再度アンケートを行います。
- 今後のスケジュール (案)

5月 策定委員会委員推薦依頼		
7/25 策定委員会① (骨子案検討)	R6.7月	策定委員会④ (事例集検討)
10月 策定委員会② (全体案検討)	11月	策定委員会⑤ (事例集検討)
R6.2月 策定委員会③ (全体案検討)	R7.1月	策定委員会⑥ (ガイドライン決定)
	2月	ガイドライン説明会・研修会